

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

取引を停止している相手に対する貸倒処理

Q: 当社と従来から取引のあった得意先が、業績不振となり支払能力等が悪化したことから、その得意先との取引を1年前に停止しました。今期の決算において、この得意先への売掛金について貸倒処理は認められますか。

A: 相手方の支払能力が悪化したため等のやむを得ない理由で継続的な取引先との取引を停止した後1年以上経過した場合は、その取引先に対する売掛金等につき担保物がある場合を除いて、その売掛金等の金額から備忘価額を差し引いた残額を貸倒損失とすることが認められます。

【解説】

この処理は、継続的な取引先に対する売掛債権を対象としていますので、貸付金その他これに準ずる債権は対象になりません。

また、継続的取引とは、相手方が当社を常時使用する材料の購入先として取引する場合のように、取引が通常継続するようなケースであり、取引が偶然2、3回続いたということではありません。

ですから、取引停止の理由は、相手方の支払能力が悪化したため等のやむを得ない理由でなければなりません。

なお、取引停止後1年以上経過の判定は、原則として取引を停止したときから起算しますが、取引を停止した後でも弁済期の定めがあるときはその弁済期日、実際に弁済を受けた場合には、その実際に弁済を受けたときから起算することとなっています。

